

議案第 87 号

北本市福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

北本市福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定する。

平成 22 年 11 月 30 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置の目的)

第 1 条 高齢者、障害者、児童等の福祉の増進を図るために贈られた寄附金を有効に活用するため、北本市福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、高齢者、障害者、児童等の福祉の増進を図ることを目的として寄附された寄附金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し

て、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、高齢者、障害者、児童等の福祉の増進を図るために必要な事業の財源に充てる場合において、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。